

## 保育の必要性の認定について

### (1) 3つの認定区分

保育所の利用を希望する保護者の方には、利用のための認定を受けていただきます。

認定区分	子どもの年齢	要件	保育の必要量	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上	教育を希望される場合	教育標準時間	幼稚園 認定子ども園
2号認定 (3歳以上・保育認定)		「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定子ども園
3号認定 (3歳未満・保育認定)	3歳未満			

※給付対象とならない幼稚園を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。

### (2) 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受ける方は、保育を必要とする事由によって、さらに「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの利用区分に区分されます。

利用区分	内容
「保育標準時間」利用	主にフルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は10.5時間
「保育短時間」利用	主にパートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は8時間

### (3) 保育を必要とする事由と必要書類、認定区分

	保育を必要とする事由	提出書類	認定区分
(1)	就労	証明書	就労時間による ⇒下記参照
(2)	妊娠・出産	母子手帳の写し(※出産予定日の明記がある箇所等) ※出産の場合、入所できるのは予定日の8週間前から出産後8週間です。	保育標準時間
(3)	保護者の疾病・障がい	診断書 手帳の写し(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか)	申請内容による
(4)	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	看護、介護の状況等がわかる書類(診断書または手帳の写し)	申請内容による
(5)	災害復旧	り災証明書または事実を確認できる書類(任意)	保育標準時間
(6)	求職活動	証明書 ※求職中の場合、入所できるのは、3ヶ月間です。	保育短時間
(7)	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	在学証明書等	就学時間による
(8)	虐待やDVのおそれがあること	保健福祉課に相談事案のある方	保育標準時間
(9)	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	勤務(採用予定)証明書 (育休期間が明記されていること)	保育短時間
(10)	その他、上記に類する状態として町長が認める場合		申請内容による

※就労を理由とする場合は次のいずれかに区分されます。

「保育標準時間」利用:就労時間 週 30 時間以上かつ月 120 時間以上

「保育短時間」利用:就労時間 月 48 時間以上上記未満